

令和7年度墨田区議会定例会 2月議会提出予定案件 〈予算〉

- 1 令和7年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和7年度墨田区一般会計補正予算
- 3 令和7年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 4 令和8年度墨田区一般会計予算
- 5 令和8年度墨田区国民健康保険特別会計予算
- 6 令和8年度墨田区介護保険特別会計予算
- 7 令和8年度墨田区後期高齢者医療特別会計予算

〈条例〉

- 1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区行政手続条例の一部を改正する条例
- 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

- 7 墨田区特別区税条例及び墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 8 すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例
- 9 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例
- 10 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例
- 11 墨田区不燃建築物建築促進助成条例の一部を改正する条例
- 12 墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例
- 13 墨田区立公園条例の一部を改正する条例
- 14 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

〈その他〉

- 1 すみだ健康区宣言について
- 2 墨田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金及び墨田区精神障害者障害福祉サービス事業補助金の不当利得返還等請求に係る訴えの提起について

1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

- ア 社会福祉法の規定を踏まえ、社会福祉法人が不動産の利益相反取引を行い、当該不動産を登記申請する際に必要となる証明書の交付事務について、所要の改正をする。
- イ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正（7.5.30公布、8.4.1一部施行）により、同法の題名が改められるほか、要除却認定マンション等に係る規定が改められることに伴い、所要の規定整備をする。
- ウ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正（7.5.21公布、8.5.1一部施行）により、引用条文に移動があること等に伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

アについては公布の日、イについては本年4月1日、ウについては同年5月1日

2 墨田区行政手続条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

行政手続法の一部改正（5.6.16公布、8.5.21一部施行）を踏まえ、公示の方法による聴聞及び弁明の機会の付与の通知について、インターネット等でも行うこととするほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年5月21日

3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、管理職員に係る給料表を改定するとともに、技能・業務系職員の給料表を改定するほか、所要の改正をする。

(2) 内容

ア 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、行政職給料表（一）について、次のとおり改定する。

（ア）課長級

早期昇格者の処遇改善を図り、若年層の昇任意欲を醸成するため、初号近辺の号給を統合し、初号の給料月額を引き上げる。

(イ) 部長級

職責を重視した給料体系に見直すため、初号の額を引き上げつつ課長級職員との給料月額の重なりを解消するほか、給料月額を刻みの大きい号給構成とともに、部長級職員の昇給は、勤務成績が特に良好以上の場合に行うこととし、成績優秀者に一層大きな給料上昇を確保することとする。

※ 医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）における管理職員に係る給料表についても行政職給料表（一）に相当する見直しを行う。

イ 業務職給料表の見直し

職務給原則の更なる徹底を図り、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重視した給与制度を実現するため、見直しを行う。

ウ 管理職員特別勤務手当の見直し

週休日又は休日以外の日における管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大するとともに、同手当の額に100分の150を乗ずる対象となる勤務を墨田区規則で定めることとする。

エ 平成30年行政系人事制度改正に係る給料表の切替えに伴う差額支給の廃止

平成30年行政系人事制度改正に係る給料表の切替えに伴う差額支給について、経年により差額支給者の割合が減少したことを踏まえ、当該差額支給を廃止する。

(3) 施行期日

本年4月1日

4 墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正（7.6.4公布、同日施行）を踏まえ、投票管理者及び投票立会人の報酬の額並びに投票管理者が半日従事する場合の報酬の額を次のとおり引き上げるほか、開票管理者等に投票箱を送致する投票管理者又は投票立会人の報酬の額に2,000円を加える。

区分		現 行	改 正 案
投票管理者	国が管理する選挙及び投票	17,000円（期日前投票の場合は、15,000円）	20,000円（期日前投票の場合は、18,000円）
	都が管理する選挙及び投票	17,000円（期日前投票の場合は、15,000円）	20,000円（期日前投票の場合は、18,000円）
	区が管理する選挙及び投票	17,000円（期日前投票の場合は、15,000円）	20,000円（期日前投票の場合は、18,000円）
	職務時間が投票時間の2分の1のとき	9,500円（期日前投票の場合は、8,500円）	10,000円（期日前投票の場合は、9,000円）
投票立会人	国が管理する選挙及び投票	14,000円（期日前投票の場合は、12,000円）	16,000円（期日前投票の場合は、14,000円）
	都が管理する選挙及び投票	14,000円（期日前投票の場合は、12,000円）	16,000円（期日前投票の場合は、14,000円）
	区が管理する選挙及び投票	14,000円（期日前投票の場合は、12,000円）	16,000円（期日前投票の場合は、14,000円）

(2) 施行期日

公布の日（この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙から適用する。）

5 墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

公職選挙法施行令の一部改正（7.6.4公布、同日施行）により、国会議員の選挙におけるビラ及びポスターの作成に係る経費の公費負担の限度額が引き上げられたことを踏まえ、墨田区議会議員及び墨田区長の選挙においても同令の改定額に準じて公費負担の限度額を次のとおり引き上げる。

公費負担の対象	公費負担の限度額	
	現 行	改正案
ビラの作成（墨田区長の選挙の場合） ※作成単価×作成枚数	123, 680円 ※7円73銭×16, 000枚	134, 080円 ※8円38銭×16, 000枚
ビラの作成（墨田区議会議員の選挙の場合） ※作成単価×作成枚数	30, 920円 ※7円73銭×4, 000枚	33, 520円 ※8円38銭×4, 000枚
ポスターの作成 ※ 作成単価×選挙区域内のポスター掲示場数+定額 選挙区域内のポスター掲示場数 ×ポスターの作成枚数 ※ポスターの作成枚数がポスター掲示場数を超える場合はポスター掲示場数を上限とする。 ※ポスター掲示場数（278箇所）は、直近で実施された参議院議員選挙の際の数	466, 762円 ※ 541円31銭×278箇所+31万6250円 278箇所 ≒1, 678. 8円（1円未満の端数は、1円とする） 1, 679円×278枚（上限枚数） =466, 762円	479, 550円 ※ 586円88銭×278箇所+31万6250円 278箇所 ≒1, 724. 4円（1円未満の端数は、1円とする） 1, 725円×278枚（上限枚数） =479, 550円

(2) 施行期日

公布の日（この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。）

6 墨田区印鑑条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

電気通信事業法の一部改正（7.5.28公布、施行日未定（※））により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

※ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 施行期日

墨田区規則で定める日

7 墨田区特別区税条例及び墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

地方税法の一部改正（5.3.31公布、施行日未定（※））を踏まえ、公示送達の方法について、インターネット等でも行うことを可能とする。

※ 公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 施行期日

墨田区規則で定める日

8 すみだ福祉保健センター条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

すみだ福祉保健センターのあり方検討の結果を踏まえ、同センターにおける健康増進事業及び当該事業を実施する施設を廃止するほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年 4 月 1 日

9 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

介護保険法施行令の一部改正（7.12.17公布、8.4.1施行）に伴い、令和7年度税制改正による見直しの影響により保険料段階が変わりうる第1号被保険者について、当該見直し前と同様の判定となるよう、保険料の額の算定の特例を定める。

(2) 施行期日

本年4月1日

10 墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

住宅の耐震化の一層の促進を図るため、非木造住宅の耐震改修等を助成対象に加えるとともに、耐震改修等に係る助成率を一部引き上げるほか、題名を「墨田区住宅耐震改修促進助成条例」に改める等、所要の改正をする。

(2) 内容

種別	現行		令和8年4月1日		令和9年4月1日	
	対象住宅	助成率	対象住宅	助成率	対象住宅	助成率
耐震改修工事	一般の木造住宅	1／2	一般の住宅	2／3	一般の住宅	同左
	指定道路沿道の木造住宅	3／4	指定道路沿道の木造住宅	同左	指定道路沿道の木造住宅	廃止
	高齢者等が居住する木造住宅又は規則で定める住宅改修助成事業と併用して工事を行った木造住宅	5／6	高齢者等が居住する住宅又は規則で定める住宅改修助成事業と併用して工事を行った住宅	9／10	高齢者等が居住する住宅又は規則で定める住宅改修助成事業と併用して工事を行った住宅	同左

種別	現行		令和8年4月1日		令和9年4月1日	
	対象住宅	助成率	対象住宅	助成率	対象住宅	助成率
耐震改修計画の作成及び完了確認	木造住宅	10／10	住宅	同左	住宅	同左
除却	緊急対応地区内の木造住宅	1／2	住宅	1／2	住宅	同左
	緊急対応地区外の木造住宅					
耐震装置設置	木造住宅	9／10	住宅	同左	住宅	同左

※ 非木造住宅については、昭和56年5月31日以前に着工されたものに限る。

(3) 施行期日

本年4月1日。ただし、指定道路の沿道の木造住宅に係る耐震改修工事に対する助成率の引上げを廃止する改正規定については、令和9年4月1日から施行する。

11 墨田区不燃建築物建築促進助成条例の一部を改正する 条例

(1) 改正理由及び内容

不燃建築物の建築の一層の促進を図るため、不燃建築物の建築に係る助成金の額を次のとおり引き上げるほか、所要の規定整備をする。

210万円→460万円

(2) 施行期日

本年4月1日

12 墨田区コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

老朽建築物の建替えの一層の促進を図るため、木造準耐火建築物等への建替えに伴う一時入居先として、コミュニティ住宅を使用することができることとするほか、所要の改正をする。

(2) 施行期日

本年 4 月 1 日

13 墨田区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

墨田区立大横川親水公園の管理を指定管理者に行わせること等に伴い占用料及び利用料金の一部を改めるとともに、大横川親水公園魚つり場を有料施設とし、利用料金を定める等のほか、墨田区立隅田公園の再整備に伴い隅田公園内魚つり場を廃止する。

(2) 内容

ア 公園の占用料

現 行			改 正 案			
種 別	単 位	金 額	種 別	単 位	金 額	
墨田区立隅田公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営業活動を伴う占用	1 平方メートル	午前 6 時から午前 10 時まで	24 円	墨田区立隅田公園及び墨田区立大横川親水公園（区長が別に指定する区域内に限る。）における事業又は営業活動を伴う占用	4 時間まで	24 円
		午前 10 時から午後 4 時まで	35 円		4 時間を超え、6 時間まで	35 円
		午後 4 時から午後 10 時まで	35 円		6 時間を超え、8 時間まで	70 円
					8 時間を超える場合	94 円

イ 占用による利用料金

現 行			改 正 案			
種 別	単 位	利用料金	種 別	単 位	利用料金	
墨田区立隅田公園(区長が別に指定する区域内に限る。)における事業又は営業活動を伴う占用	1 平方メートル	午前 6 時から 午前 10 時まで	24 円	墨田区立隅田公園及び墨田区立大横川親水公園(区長が別に指定する区域内に限る。)における事業又は営業活動を伴う占用	4 時間まで	24 円
		午前 10 時から午後 4 時まで	35 円		4 時間を超える、6 時間まで	35 円
		午後 4 時から 午後 10 時まで	35 円		6 時間を超える、8 時間まで	70 円
					8 時間を超える場合	94 円

ウ 大横川親水公園魚つり場の有料化に伴う利用料金

種 別	単 位	区 分	利用料金
魚つり場	1人、1回、 2時間以内	一般	平日 200円
		小学生、中学生 及び65歳以上 の者	土曜日・日曜日・休日 400円
			平日 100円
		学齢に達しない 者	土曜日・日曜日・休日 200円
			無料

※ 備付器具を利用して魚つり場を利用する場合は、器具1組、2時間以内の利用につき100円の範囲内で、あらかじめ指定管理者が区長の承認を得て定める額を徴収する。

(3) 施行期日等

令和9年10月1日。ただし、隅田公園内魚つり場の廃止に係る改正規定については、同年7月1日

※ 指定管理者による管理に係る必要な手続、準備行為等は、施行日前においても行うことができることとする。

14 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

(1) 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、週休日又は休日以外の日における管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大するとともに、同手当の額に100分の150を乗ずる対象となる勤務を教育委員会規則で定めることとするほか、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日

本年4月1日

1 すみだ健康区宣言について

(1) 宣言理由

新たな「すみだ健康づくり総合計画」の目指す姿である「健康長寿日本一のまち」の実現に向けて改めて決意を表明し、区民に周知するため、昭和59年10月7日に行ったすみだ健康区宣言を一部見直す。

(2) 宣言内容

すみだ健康区宣言

わたくしたちは、だれもが、生涯にわたって心身の健康を保ち、いきいきと働き、学び、楽しく集い、憩える、明るい家庭と活気のあるまちの実現を願っています。

健康こそは、個人や家族にとっての幸せの源であり、社会を発展させる原動力です。

わたくしたちは、区民すべての健康づくりを推し進め、一人ひとりの健康と実り豊かで満足できる人生の実現をめざし、次のことを誓います。

- 1 わたくしたちは、健康な生活習慣を身につけ、自分の健康は自分で守り、自分でつくります。
- 2 わたくしたちは、病気の予防や早期発見、早期治療に努め、休息や睡眠をしつかり取り、健やかな生涯を築きます。
- 3 わたくしたちは、体力づくりに励み、生きがいづくり、文化活動に親しみ、豊かな活力を養います。
- 4 わたくしたちは、ふるさと墨田の自然環境を守り育て、美しく、住みよいまちをつくりります。
- 5 わたくしたちは、家族や地域、人とのつながりを大切にし、ひとりで悩むことのない、思いやりと心のふれ合いのあるまちを、未来に引き継ぎます。

2 墨田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金及び墨田区精神障害者障害福祉サービス事業補助金の不当利得返還等請求に係る訴えの提起について

(1) 請求の内容

墨田区に対する次のアからウまでの各金員の支払等を求める請求

ア 1, 376万5, 682円

イ アの金員のうち1, 010万2, 682円に対する令和2年7月31日から、うち366万3, 000円に対する同月29日から各支払済みまで年10.95パーセントの割合による金員

ウ アの金員に対する令和3年7月31日から支払済みまで年10.95パーセントの割合による金員

(2) 当事者

ア 原告 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

イ 被告

●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●●●

(3) 請求金額

1, 376万5, 682円

(4) 提起の理由

墨田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金及び墨田区精神障害者障害福祉サービス事業補助金の不当利得について、被告に対し返還を求めていたが、現在に至るまで返還が完了していないことから、債権の保全を図るために、不当利得返還等請求に係る訴え提起する必要がある。

(5) その他

本件訴訟において必要があるときは、上訴をすることができるものとする。